

# 長期療養者の定期予防接種について

## 【概要】

### 1. 対象者

予防接種法施行令第一条の三の 2 の規定に基づき、長期にわたり療養を必要とする疾患にかかるなど特別な事情（※）があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった方。ただし、接種時に当該市町に住民票がある方が対象です。

（※）長期にわたり療養を必要とする疾患にかかるなど特別な事情

- ① 予防接種法施行規則で定める疾患にかかったこと（別表：疾病一覧参照）
- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められたもの

### 2. 延長期間及び対象となる予防接種

- （1）特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過するまで  
（但し接種期間内でも、BCGは4歳未満まで、四種混合は15歳未満まで、  
ヒブは、10歳未満まで。小児用肺炎球菌は、6歳未満まで。）

※B型肝炎は、接種日に10歳未満であれば、接種量は0.25mlを皮下注射、  
10歳以上であれば0.5mlを筋肉内又は皮下注射

BCG、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ、MR（麻しん・風しん混合）、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎

- （2）**高齢者肺炎球菌**は、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過するまで

※過去に定期予防接種として、すでに受けた予防接種の再接種は、該当になりません。

### 3. 接種までの流れ

- ① 実施医療機関は、対象と思われる方から相談があった場合は、別添理由書用紙にご記入のうえ、各市町予防接種担当課へご案内ください。
- ② 市町担当課から被接種者に対して、「長期療養者用」予診票と別添理由書の写しを後日、交付します。
- ③ 実施医療機関は、長期療養者であることを、ご確認のうえ、接種してください。
- ④ 請求は、他の定期予防接種の件数と共に計上してください。請求書に予防接種名がない場合は、フリー欄をご活用ください。

#### <お問い合わせ先>

伊勢市	健康課	（電話0596-27-2435）
玉城町	保健福祉課	（電話0596-58-8000）
度会町	保健こども課	（電話0596-62-1112）
南伊勢町	子育て・福祉課	（電話0599-66-1114）
大紀町	健康福祉課	（電話0598-86-2216）